

特別支援教育指導員配置校検討委員会要項

1 設置の趣旨

通常の学級に在籍するADHD児等の内、学級での授業や活動に困難な状況にあり緊急に対応が必要なケースに対して協議を行い、学習・生活上の支援等に当たる特別支援教育指導員（以下、「指導員」という。）の配置について検討する。

2 配置の基準

- ・学級での授業が困難な状況にあること。
- ・校内支援体制はあるが、児童生徒の改善の状況が思わしくないこと。
- ・学校・担任・保護者の要望だけでなく、養護教育センター等の客観的なデータがあること。

3 対象児童生徒

千葉市立小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒で、多動で落ち着きがなく、教室を飛び出してしまうなど、学校での対応が極めて難しいADHD（注意欠陥/多動性障害）児等を対象とする。

4 指導員配置までの手順

- (1) 指導員の配置は、特別支援教育指導員配置校検討委員会（以下「委員会」という。）の検討を経て、教育長が決定する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当該児童生徒の転出等により、他児童生徒への配慮の必要性が生じた場合は、教育長が承認すれば、委員会の検討を経なくても配置することができる。ただし、次回の委員会で報告するものとする。

5 開催時期

委員会は、原則として年2回（9月・3月）開催し、その庶務は、養護教育センターにおいて処理する。

6 構成委員

- (1) 委員会の構成委員は、下記の職にある者とする。
学校教育部長、教育職員課長、学事課長、教育改革推進課長、教育指導課長、教育支援課長、同課特別支援班主任指導主事、保健体育課長、教育センター所長、養護教育センター所長、同副所長、同主任指導主事、同指導主事
- (2) 委員会の委員長には、学校教育部長の職にある者をもって充てる。

- (附則)
- (1) この要項は、平成16年3月1日より、施行する。
 - (2) 平成17年4月1日、一部改正
 - (3) 平成18年4月1日、一部改正
 - (4) 平成27年4月1日、一部改正
 - (5) 平成29年4月1日、一部改正
 - (6) 令和2年4月1日、一部改正